○南会津町新婚生活エール事業交付金交付要綱

令和６年３月19日

告示第14号

（目的）

第１条　この要綱は、新規に婚姻届を提出した夫婦（以下「新婚夫婦」という。）に対し新婚生活エール事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、夫婦の前途を祝福するとともに、定住人口の増加と町の活性化に資することを目的とする。

（交付対象夫婦）

第２条　交付金を受けることができる新婚夫婦は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

1. 婚姻届を提出した日から３か月以内の夫婦
2. 申請時に夫婦双方の住民票が本町にある夫婦
3. ３年以上定住の意思を持って本町に居住する夫婦
4. 町税等を滞納していない夫婦
5. 過去に南会津町新婚生活エール事業交付金の交付を受けたことがある者がいない夫婦

２　前項第２号の規定にかかわらず、配偶者の単身赴任等やむを得ない事情がある場合には、客観的事実によって、生活の本拠が町内にあると認められる世帯に限り交付を受けることができるものとする。

（交付金の額）

第３条　交付金の額は新婚夫婦１組につき、現金５万円とする。

（申請及び請求）

第４条　交付金の交付を受けようとする新婚夫婦は、婚姻届を提出した日から３か月以内に南会津町新婚生活エール事業交付金交付申請書兼請求書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　町長は、前条の申請があったときには、速やかにその内容を審査の上、交付金交付の可否を決定し、南会津町新婚生活エール事業交付金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第６条　町長は、第２条に規定する要件等に偽りその他の不正の行為があったことを確認した場合は、交付金の交付決定を取り消すとともに、交付金を返還させることができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　（適用区分）

２　令和６年１月１日から令和６年３月31日までに婚姻届を提出した夫婦にあっては、令和６年１月１日から適用する。

３　前項に規定する夫婦にあっては、第４条中「提出した日から３か月以内」とあるのは、「提出した日から令和６年６月30日まで」とする。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

南会津町長

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

南会津町新婚生活エール事業交付金交付申請書兼請求書

南会津町新婚生活エール事業交付金交付要綱の第４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請及び請求をします。

１　申請（請求）額　　　金５０，０００円

２　対象者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 夫 | 妻 |
| ふりがな |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 生年月日 |  |  |
| 婚姻日 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行・金庫組合・農協 | 支店名 |  | 本店・支店本所・支所 |
| 預金の種類 | 普通　　・　　総合　　・　　その他（　　　　　） |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 | (ﾌﾘｶﾞﾅ)  |
| 　　　 |

３　振込口座

【添付書類】・身分証明書（現住所を確認できるもの）の写し（夫婦双方のもの）

・振込口座を確認できる書類の写し

南会津町新婚生活エール事業交付金交付要綱第４条の規定に基づく申請をするにあたり、南会津町に住所を置き以後３年間は南会津町に居住すること、要綱に定める事項に違反した場合に交付金を返還することを誓約します。また、交付要件確認のために個人情報の取り扱い及び納税状況等を調査することについて同意します。なお、申請時において町税等の滞納はありません。

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　配偶者氏名

※署名の場合は、押印不要

様式第２号（第５条関係）

 　番　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

南会津町長　　　　　　　　　　　印

南会津町新婚生活エール事業交付金交付（不交付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった南会津町新婚生活エール事業交付金について、次のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　不交付の場合その理由